

栃木県がん診療連携拠点指定病院機能強化事業実施要綱

第1 目的

本事業は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第4条の規定に基づき、本県の特性に応じたがん対策として、国が指定するがん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院（以下「国指定病院」という。）以外の医療機関を栃木県がん診療連携拠点指定病院（以下「県指定病院」という。）に指定することにより、本県における専門的ながん診療機能のさらなる充実を図るとともに、県民に対して県内どこでも質の高いがん医療を提供することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において「県指定病院」とは、第4で定める整備要件を満たし、知事が指定した病院をいう。

第3 県指定病院の指定等

- 1 県指定病院の指定を受けようとする病院の開設者（以下「開設者」という。）は、「栃木県がん診療連携拠点指定病院新規指定申請書（別記様式第1号）」を知事に提出することとする。
- 2 知事は、前項の申請書の提出があった場合において、当該病院が第4で定める整備要件を全て満たしていることを認めるときは、県指定病院に指定し、「栃木県がん診療連携拠点指定病院指定通知書（別記様式第2号）」を開設者に交付することとする。
- 3 知事は、県指定病院として指定した後に整備要件を満たさないと判断したとき、又は開設者から申出があったときは指定を取り消すことができる。
- 4 県指定病院の指定期間は、指定の日から起算して4年間とする。ただし、再指定を妨げない。

なお、再指定にあたっては、指定期間の満了する日までに別記様式第1号を知事に提出することとする。

- 5 県指定病院は、年1回、指定する期日までに別に定める「現況報告書」を知事に提出することとする。

第4 整備要件

平成30年7月31日付け健発0731第1号厚生労働省健康局長通知の別添「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」で定める地域がん診療連携拠点病院の指定要件を満たしていること。

第5 事業の内容

- (1) がん医療従事者研修事業

がんの薬物療法や放射線治療の専門医の不足が指摘されており、また、チーム医療による対応の必要性が増していることから、県指定病院において、主にがんの薬物療法や放射線治療の専門的な医師やがん医療を支えるメディカルスタッフを養成するとともに、治療と職業生活の両立を支援する観点から、がん医療に携わる医療従事者を対象としたがん患者・経験者の就労に関するニーズや課題の理解を促進させるための効果的かつ効率的な研修を行う。

また、緩和ケアチームの質の向上のため、診療機能の高いチームが、他病院の緩和ケアチームの医療従事者を受け入れて、実地研修を提供する。

ア 地域のかかりつけ医等を対象としたがんの早期診断、緩和ケア等に関する研修

イ 地域の医療機関のメディカルスタッフを対象としたがんの専門知識・技術の修得のための研修

ウ 都道府県がん診療連携拠点病院等において実施されるがん医療従事者研修等への所属職員の派遣

エ 院内外の講師による公開カンファレンス

オ 緩和ケアチーム実地研修

(2) がん相談支援事業

院内外のがん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、がん相談支援センターにおいて、電話、面談等による、がん患者の療養上の相談、地域の医療機関やセカンドオピニオン医師の紹介、禁煙相談（たばこクイットライン等）等を実施する。また、地域の医療機関等からの相談等に対応する。

(3) 普及啓発・情報提供事業

がん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、がんに関する各種情報の収集・提供、小冊子やリーフレット等の作成・配布、市民向けフォーラム等の開催を行うとともに、学校におけるがん教育に外部講師として医師を派遣する。

(4) 在宅緩和ケア地域連携事業

県指定病院において都道府県と連携し、二次医療圏の在宅療養を支援する診療所の協力リストを作成する。また、医療圏内の在宅緩和ケアを専門とする医師等と協力し、在宅療養支援診療所の医師に対し、がん緩和ケアに関する知識と技術の研修を行い、在宅緩和ケア地域連携体制の構築を図る。

ア 二次医療圏内の在宅療養支援診療所等のリスト及び在宅緩和ケア連携を患者家族に示せる在宅緩和ケアマップの作成

イ 症状緩和を目的とした緩和ケア関連の地域連携クリティカルパスの作成と運用

ウ 県指定病院の緩和ケアチームと在宅緩和ケアを専門とする医師等による、がん性疼痛管理を中心とした緩和ケアに関する研修会の開催

(5) 緩和ケア推進事業

がん疼痛をはじめとする苦痛を抱えた患者に対し、より迅速かつ適切な緩和ケアを提供し、診断時から切れ目のない緩和ケア提供体制を構築するため、県指定病院において緩和ケアセンターを整備し、緩和ケアチームや緩和ケア外来の運営、院内の相談支援センター、2次医療圏内の在宅医療機関等との連携、重度のがん疼痛等の症状悪化時に対応するための緊急緩和ケア病床の確保を行う。

(6) がん患者の就労に関する総合支援事業

がん患者の多くが依願退職、解雇されるなど、治療と就労の両立に問題を抱えていると推測されることから、がん相談支援センターへ就労に関する知識を有する専門家を配置するとともに、ハローワークや産業保健総合支援センター等でがん患者の就労に携わる相談員と情報交換を行う場を設ける等、がん相談支援センターに寄せられる就労に関する相談に対し、適切な情報提供と相談支援を行う。

第6 経費の負担

この実施要綱に基づき県指定病院が実施する事業に要する経費については、栃木県知事が別に定める「栃木県がん診療連携拠点指定病院機能強化事業費補助金交付要領」に基づき、予算の範囲内で補助を行うものとする。

第7 県及び国指定病院との連携

県指定病院は、県及び国指定病院と連携し、がん医療水準の向上等に向けた取組を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

(別記様式第1号)

栃木県がん診療連携拠点指定病院新規・更新指定申請書

年 月 日

栃木県知事 様

(申請者)

所在地

名 称

代表者

印

栃木県がん診療連携拠点指定病院に係る指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 病 院 名

2 二次医療圏域名

3 添 付 書 類

栃木県がん診療連携拠点指定病院 新規指定・指定更新推薦書・現況報告書

(別記様式第2号)

指令第 号

栃木県がん診療連携拠点指定病院指定通知書

(申請者名)

年 月 日付け第 号で申請のあった貴院については、栃木県がん診療連携拠点指定病院機能強化事業実施要綱第3の規定に基づき、栃木県がん診療連携拠点指定病院として指定する。

なお、指定の有効期間は、年 月 日までとする。

年 月 日

栃木県知事

印